

平成27年度 第1回私立学校審議会議事録

1 日 時 平成27年8月4日(木) 9:30~11:30

2 場 所 県庁防災新館410会議室

3 出席者

(委員) 遠藤武人、坂本悦子、三井貴子、田中佑幸、伊藤祐寛、古屋忠彦、鶴田美津枝、
山田千明、矢澤ひろ子、鶴見弘道 出席 10人/定員12人

(事務局) 森田課長、関総括、渡邊補佐、後藤副主幹、梶原主事

4 審議の経過

(1) 事務局において定数を満たしていることを確認し、開会を宣言する。

(2) 会長あいさつ

(3) 甲斐清和高校通信制課程現地視察

(4) 議長選出については、運営規程に基づき遠藤会長とする。

(5) 議事録署名人は、矢澤委員と鶴見委員とする。

(6) 議事等の審議

5 諮問事項

第1号議案 駿台甲府高等学校通信制課程に係る学則変更について

第2号議案 中央商科専門学校の廃止について

第3号議案 甲斐清和高等学校通信制課程に係る設置認可について

6 議事の概要

(1) 第1号議案 駿台甲府高等学校通信制課程に係る学則変更について

委員：拡大するということですか。

事務局：そうですね、はい。12か所から13か所、要するに1か所増加したということですね。

委員：県で、この学則変更の申請を事前にお聞きになったと思いますが、雰囲気はいかがですか。これは要するに、関西に新たに進出するというイメージですよ。近年は通信制も大きな曲がり角に差しかかったなんていわれますが、委員の先生方の多くは、県の担当の方がヒアリングした時の雰囲気をお聞かせいただいた方が、理解が進むんじゃないかと思いますけど。

事務局：駿台甲府高校については、従来から関西に数か所学習センターを設置しておりま

す。大阪学習センター、西宮学習センター等がそうですが、西宮学習センターは、従来から、大前学園さんの専修学校の施設を借りて、学習センターを設置しているというふうに承知しています。今回、大前学園さんが専修学校の施設を新たに拡大することに伴い、駿台甲府で学習センターを一か所増設するという内容だと思っています。駿台甲府は全国各地に様々な学習センターを設けておられますので、生徒の利便性を確保する上では、このような新設については認められるべきものというふうには考えております。

第1号議案について、認可することが適当である旨、答申された。

(2) 第2号議案「中央商科専門学校の廃止」について

遠藤議長：議題に入る前に一言申し上げます。本議案は私立学校法第15条における自己の関係する学校についての事項にあるため、伊藤委員は議決には加わりませんが、山梨県私学審議会、私立学校審議会運営規定第10条の規定に基づき、本人の申し出がありましたので、会議に出席し発言は可能といたします。

第2号議案について、認可することが適当である旨答申された。

(3) 第3号議案「甲斐清和高等学校通信制課程に係る設置認可」について

委員：伊藤委員から、将来の展望について伺いたい。

委員：はい。まず、この通信制課程を行うということ考えたのは、私ども人間文化コースで10年程前から不登校の生徒を受け入れております。今、毎年約70名、お話をいただくのは100名以上ですが、私どもの教室数等を考えますと、どうしても70名ぐらいが限度でございます。といいますのも、一つのクラスが30名以下、最大で27名ということを考えておりました、そうしますと非常に限られてまいります。限られた中で教育をしております、約半分、半分というところと多く見積もっておりますが、かなり改善はされます。特に私がいつも卒業時に渡す卒業証書ですが、必ず、毎年必ず皆勤という子が人文コースから出ております。中学校時代、はっきり言いまして全欠だった子が皆勤で出た子もいます。皆勤というのは、遅刻なし、欠席なしということですので、非常に素晴らしいことだと思っております。それだけやはり教育というものをこの時期に行うということは大切なことだと常々考えておりました。その中でお断りするというのが非常に心苦しいということがありました。また先ほど半分と申しましたけれども、

やはり全員がうまくいっているわけではありません。3分の1くらいの子たちはどうしても来れない、今までのものをひきずってしまう、そういったことがあります。別のところに行く、通信制、あるいは自宅療養みたいなことを行う子もかなりおります。そういった中で、私どもに来て、私どもの考え方、教育方針に同意、あるいは私どもの方に頼ってというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、来られた子どもたちのために、この先どうしたらいいのだろうか。つまり、途中で出てしまう子、あるいは定員ということがありまして、来れない子たちをどのようにしたらいいだろうかということ考えたなかで、それでは私どもの考えていること、教育方針というものを通信制に向けたらどうか、それができないだろうかということで通信制を考えました。通信制となりますといろいろな弊害がありまして、一番の問題は場所です。新しい校舎を作らないと私どもも手一杯ですので、場所的なもの、しかもできるだけ通信制は近くに作りたいと思ってたんですが、いい場所がない。そうこうしているうちに、実はこの2号議案にございました中央商科、これは私が今、専門学校の方もやっておりますので、いろいろな話がありまして、向こうの方からもう閉じたいという話がありました。ただこのまま閉じてしましますと、今皆さんにご覧いただいた校舎というものが、すべて更地になってしまして何も残らない。いわゆる学校を作りたいといった創始者の考え方もここでもって閉ざされてしまうということで、向こうの方から一緒になんとかならないだろうかという話もございました。そういったこともありまして、じゃあこれを通信制に使えるのではないだろうかということで、私どものこの通信制の話がここで非常に飛躍的に進んだということがございます。ご覧になって頂いたとおりに、学校として造られたものですからすべてのものがそろっております。無いのは運動場ですけれども、これに、この項に記載されている通り私ども運動場も持っております、体育館も持っておりますので、それを使うということであれば全て条件がそろうということで、それでは通信制を行って、今後増えるであろう、実際増えておりますが、大変な子たちをそのままにしておくのではなく、私どもの力でなんとか持ち上げてあげられないだろうか、ということで、今回この通信制を行うことを審議にかけさせていただくことになりました。単に通信制といいますと県内にもいくつかございます。1号議案のありました駿台も航空学園もお持ちです。それと何か違うのか。違うものをしなければやはり、私どもが行う通信としては魅力的なものが出ないではないか。その中で私ども考えたのが、やはり私どもが持っている全日制とのつながりを何とかできないだろうかということを考えました。先ほどいいました方向転換する子たちの中にも、1学年の時に一生懸命来れたんだけど2学年になったら来れなくなってしまったという子もおります。そういった中で、来れる子たちがいればやはり、教育というのは僕は通信ではなく対面であるべきだと思っております。通信

となると自分の好きなことを、好きな時に好きなことをやるだけですから、やはり何かしらの問題が発生してまいります。やはり教育者、教員と生徒、対面して行うのが、高校までは絶対必要ではないかということもありまして、私どもの通信というのは、相互で行き来ができる。行き来ができるとしても何回もというわけではございません。ある条件を満たした場合には、通信から全日制に来ることができる、転科できるというようなものを作っております。ただ全日制と通信の違いというのは、全日制は必ず来る、出席というのが必須です。ですからそのあたりをどうするかというのを非常に考えました。私どもの場合には先ほど説明にもありましたように、3つのコースがあります。その中で出席、登校型というものがございまして、これを重視していきたいと思っております。もちろんこの登校型が、全部が登校型ということはありませんが、かなり少ないと思っておりますが、登校型、それは学校に来て、そして教員がいる中で、自主学習をする。あるいはわからないところがあればもちろんその場でいろいろな教育を受けることができる、授業を受けることができる。そういったことを考える登校型というものを作りました。これは多分、日本でもほとんどないと思っております。あるいは最初かもしれません。中学を出たときにどうしても、いろいろな理由でもって全日制に行けなかった。だが私どもの通信の登校型というものに来た場合、これはもちろん寿町の校舎に来ることが前提です。ある程度の条件が揃えば、これは2年次から私どもの甲斐清和高等学校全日制の方に入れると、ということに登校型としては重点、重視しております。そのようなことができるというのを私どもは一つの、新しい試みとしてこの中に入れております。もちろん、私どもの教育方針には非常に魅力あるんだけど、どうしてもそれができないという子たちの為に、別の、いわゆる通常型の通信も持っております。いずれにしても、私どもが皆様委員の先生方にご紹介したいのは、この登校型というものを作ったということです。私ども広域制で申請はしておりますが、ここに書いてあるように区域としましては、山梨県が中心になります。東京、長野、静岡、神奈川。見てお分かりの通りに非常に近いところです。私どもの隣県になっております。これ以上遠くなりますと登校型というのはもう無理になりますので、一応山梨県を含めて5県ということで通信教育を行っていきたく思っております。今後増えるであろう不登校の問題というものを、新しい側面から通信教育というものを考えていきたいなど。こういうことが、今後考えていく、あるいは推していきたいなどということで今回認可申請をさせていただきました。以上です。

遠藤議長：はい、ありがとうございました。詳しく今後の展望も含めて伊藤委員の方からご説明頂きました。人間文化コースは10年になりますか、他校がやっていないよう授業活動をやっております、その中の悩みからこういった問題が提案されたわけですが、何かご質問ございますでしょうか。登校型はないんですね。

委員：ありません。

委員：平成27年10月1日開校ですけれども、予定人員としては何名ですか。

委員：はい、今全日制に通ってる生徒で、ちょっと難しいかなという生徒の為に10月1日ということにしておりまして、一般的には来年4月1日ということになります。ですからこれはほんとに若干名です。

遠藤議長：では、先ほど説明があった70名くらいの生徒が抱える中でいくつか問題があって、このまま放っておいたら駄目になってしまうような子供たちにひとつの道として、4月よりもできるだけ早い方がいいということで10月開校ということですね。

委員：はい。そうです。

委員：基準は満たしていると思うんですけど、やっぱり安全安心という風なことで、養護教諭が兼任というふうな形になっているんですけども、もしもの時にはどんな体制で、ということをご説明いただけますでしょうか。

委員：養護教諭は兼任で、本校にあります。本校から寿町まで車で約5分です。そういった意味で、たぶん兼任ができるだろうということで、今のところは兼任しています。だから向こうの方には必ず常駐の事務員が二人おりますので、まず常駐の事務員の方でそれに対応させていただいて、すぐ本校に連絡がくるようになっております。これで当分の間運営していきたいと思っております。

委員：本校の方には養護の先生というのは何名いらっしゃるんですか。

委員：一名です。

委員：今伊藤先生から説明いただきましたが、私は南アルプスに住んでるんですけど、中学生、あるいは小学校高学年からも不登校の子どもが増えているという。それが中学へという流れがございまして、私ももともと中学校の教師でしたが、私どもの時よりもとても多くなっております。先生方もすごく御苦労して、毎日のように携わっているんだけど、中学卒業してよかったなという、次の道が、ステップがある子どもさんはいいいんですけれども、力があっても、実力があっても、個々の体調面とか精神面とかで悩んでいるお宅や子どもがたくさんいるということで、私も一学校教師でしたので、湯田高校に何人かの子どもをお願いしたことがあり、一人一人の子どもに合った教育をしてくださって、感謝しておりました。そのあと音楽部をつくられたり、大変努力していただいているということで、今日の設置理由を見まして、全ての子どもに適応、対応できるようなきめこまかな通信制、その子に合った毎日登校型ができれば全日制の方にも行ける、その逆もあるということで、私は今の中学生の進路が、山梨の子どもたちが、何かとても希望が持てる通信制だと。今日も校舎をよく見せて頂きましたけれども、築10年ということですが大変きれいで、それから養護の先生は兼任とのことですが、本校とあんまり遠くない。いろんな面において、子どもたちが希望が持てる学校

になるのではないかと思います。

委員：通信と全日制で行き来を図ろうという、これはすごい新しいアイデアなんですけども、そのことのルールがあるというふうなことなので、少しだけ教えて頂いてもよろしいでしょうか。

委員：やはり、全日制となりますと先ほど申しましたように、出席というものが必須になっているわけです。3分の2は必ず出なければならない。それをたとえば通信と行き来をするというときにですね、通信の場合には特にスクーリングで、本当に年に数日、一週間ぐらい行けばいいということですので、それでじゃあ全日制に戻るといことになりまして、そのあたりどういうふうするかということになるわけですね。ですから私どもとしては、とにかく来て、学校の中で勉強する。ということ。自分ではもう、自主学习でいいわけです。自分、学校へ来て勉強するという、来るということが出来るということを出席ということでカウントするだけです。ですからもちろん、全く来なくてスクーリングだけの子を全日制に戻すということではできません。ですからやっぱり自発的に来ているということが最大の、そして一番の条件です。ただ、それを何度も繰り返すということはもちろんできませんので、1年の時には全日制、2年の時には通信制、また2年をだぶって通信制で、3年の時に戻るといことは私どもとしても不可能になってきますので。たとえば最初に通信制として入った、まあいろんな理由で通信制に来たと、でも学校には行きたいということで毎日来ているのであれば2年次に全日制に戻りたければ戻ることが、行きたければ行くということではできると。そういうことなんです。ですから行き来ができるからといって、何度も何度も、じゃあ通信、全日制ということはない。それは学校の教育、法律上無理です。だから自分で学校に来ているということであれば、それはもう道を開くということにしています。

委員：その子にとってもベストな、選択ができるようなシステムを作られるということですね。

委員：ただやはり、通信制に行く子たちっていうのはそれなりの理由がありますので、たぶんそんなに多くはないと思っております。でも、多くはなくても、チャンスがあればいいかなと思っております。

事務局：事務局から付け加えさせていただきたいと思いますが、今話題にして頂いております、この、本県では最初のということでございますが、通学タイプの通信制につきましては、国の制度上認められるかどうかということにつきまして、昨年度来、文部科学省の方に照会等を行っております、制度上認められるべきものであること、また他県でも既に認可されているものがあることについては確認を取っているところです。また転籍につきましても、制度上可能であることを確認しています。

遠藤議長：実は私の法人も日本で一番長い歴史を持った通信を持っているんですよ。今先生のおっしゃった登校型というはもちろんあります。全日に替わることもできます。県が変わってもそれはできるんです。契約さえすれば全日制の学校とそれが出来るんですね。もちろん県と相談した中でやっていかなければいけないと思いますが。ともあれ、今回は新たに伊藤学園がこういった形を提起したということで、それに対して我々がどういうふうに判断するかということですから。

委員：今公立学校も、不登校になっていく、入ってきたけれどもなかなかいろんな意味でついていけないというふうな形の中で、学校にいけないという子が徐々に増えているような気がいたします。そういう子どもたちは、今までも、通信に行っていたと思います。今回こういう形で甲斐清和の中に非常に特色のある通信制ができあがりますと、随分救われるのではないかなあという気がいたします。お伺いしたいのは、今は甲斐清和の全日の生徒が学校に行けなかった場合に通信にということをお考えのようですけれども、他校から転入学をする場合には時期は前期後期に分けていますから、4月と10月で受け入れるという形になっているわけですね。

委員：そうです。

委員：最近、高校も二期制にしている学校もありますし、そうでない学校もありますので、単位の認定の内容を緩やかにしていただくとか、法律がありますのでそう簡単にはいかないことだと思いますが、検討して頂ければありがたいかなと思います。

第3号議案について、認可することが適当である旨答申された。